

# ご利用料金表

令和6年6月1日 現在

## I. 介護保険適用分

※利用料金は単位数に10.17円を乗じた額となります。

※自己負担額は自己負担割合に応じて利用料金の1割、2割又は3割の額となりますが、端数処理のため合計金額には変動がございます。

※高額介護サービス費支給制度により、自己負担額が一定の上限を超えた場合、払い戻しがあります。

### 1) 要介護1～5の利用者様（通常規模型リハビリテーション費）（1日につき）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上 2時間未満	369単位	398単位	429単位	458単位	491単位

通所リハビリ理学療法士等体制強化加算	30単位(1日につき)
通所リハビリマネジメント加算Ⅰ(同意日の属する月から6月以内)	593単位(1月につき)
通所リハビリマネジメント加算Ⅰ(同意日の属する月から6月超)	273単位(1月につき)
通所リハビリマネジメント加算Ⅳ(医師が説明し利用者の同意を得た場合)	270単位(1月につき)
通所リハビリ科学的介護推進体制加算	40単位(1月につき)
通所リハビリ退院時共同指導加算	600単位(1回につき)
通所リハビリ短期集中個別リハビリ加算	110単位(1日につき)
通所リハビリ送迎減算	-47単位(片道につき)
通所リハビリサービス提供体制加算Ⅲ	6単位(1回につき)
通所リハビリ処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の8.3%加算(1月につき)

### 2) 要支援1・2の利用者様（介護予防通所リハビリテーション費）（1月につき）

予防通所リハビリ11(要支援1の方)	2,268単位
予防通所リハビリ12(要支援2の方)	4,228単位

予防通所リハビリ12月超減算11	-120単位(1月につき)
予防通所リハビリ12月超減算12	-240単位(1月につき)
予防通所リハビリ退院時共同指導加算	600単位(1回につき)
予防通所リハビリ科学的介護推進体制加算	40単位(1月につき)
予防通所リハビリサービス提供体制加算Ⅲ1	24単位(1月につき)
予防通所リハビリサービス提供体制加算Ⅲ2	48単位(1月につき)
予防通所リハビリ処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の8.3%加算(1月につき)

## II. その他（自費分）

その他の日常生活費（行事、手工芸等の材料費等）	実費
-------------------------	----